

公募型プロポーザル方式における提案書の審査結果の公表

次のとおり、提案書の審査結果を公表します。

令和7年6月6日

西条市長 高橋 敏明

- 1 業 務 名 西条市サステナブルツアー企画・実施委託業務
- 2 事 業 内 容 仕様書のとおり
- 3 所 管 課 〒793-8601 西条市明屋敷 164 番地
西条市 産業経済部 観光振興課
電話 0897-52-1690 (直通)
- 4 特定した日 令和7年6月5日
- 5 被 特 定 者 株式会社ソラヤマいしづち 代表取締役 中野 太一
(西条市大町798番地1)
- 6 被特定者が提案した参考見積り金額
870,000円(税込)

7 審査結果

名 称	評価点 (600点満点)
株式会社ソラヤマいしづち	400.5点

西条市サステナブルツアー企画・実施委託業務 仕様書

本仕様書は、西条市と受託業者（以下「受注者」という。）との間で締結する西条市サステナブルツアー企画・実施委託業務の契約について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

西条市サステナブルツアー企画・実施委託業務

2 業務の目的

近年SDGsの目標達成と持続可能な社会の実現に向け、世界中、そして日本でもさまざまな取り組みが行われている。観光産業においてもコロナ禍を経て各地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）が持続可能な観光地マネジメントを行うことができるよう、国際基準に準拠した日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）が観光庁より示されている。

西条市では、「訪問客、産業、環境、受け入れ地域の需要に適合しつつ、現在と未来の環境、社会文化、経済への影響に十分配慮した観光」と提唱されるサステナブルツーリズムの考えに沿った持続可能な観光の形の1つとして、昨年度よりデジタルプラットフォームサービス「旅は人まかせ(<https://tabihito.com/>)」をオープンした。モノ・コト消費といわれる物見遊山の観光スタイルから市内に在住・在勤する市民（以下、「キャスト」という。）を目的として来訪するスタイルをヒト消費と位置付け、観光客とのつながりを強化し、市内での長期滞在化や消費額拡大、それによる関係人口の創出を目指す持続可能な観光スタイル（サステナブルツーリズム）である。

本業務では、地域住民であるキャストとの共存として、観光客が一方的に旅行先のコンテンツを消費するのではなく、地域住民の生活も豊かになるように、地域との連携を深める新しい旅のカタチ（ヒト消費）を目指し「旅は人まかせ」サービスを活用したツアーを造成・実施し、サービスでの実効性を検証する。

3 実施期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

（1）企画内容

「環境」「文化」「経済」の観点で、持続可能かつ発展性のある観光且つ「旅は人

まかせ」を活用した持続可能な取り組みを組み込んだツアーを企画し、契約締結の日から令和8年2月下旬までにツアーを実施する。また、事業の円滑な推進と成果の最大化を図るため、複数の関連団体との連携することとする。具体的には、各団体が持つ専門知識やリソースを活用し、相互に協力し合うことで、より効果的な施策の実施を目指す。連携先には地域の行政機関、民間企業、NPO法人など多様な組織を想定しており、それぞれの役割分担を明確にし、定期的な情報共有や意見交換を行うこととする。なお、ツアーの要件は、以下のとおりとする。

（２） 実施条件

- ・ 募集人数：120名以上 ※（４）を参照
- ・ ツアー構成：2コース以上（開催日違いは別コースとして数えない）
- ・ ツアーの対象地域：西条市内限定
- ・ 子どもから高齢者まで、すべての世代が参加できる内容とすること
- ・ 実施形態：日帰り、1泊または複数泊も可
- ・ ツアー外の交通費・宿泊費・飲食費等：参加者負担とする
- ・ 既存ツアーについて：自社商品として既に販売されているものは対象外（他事業者と造成したものであっても、内容・行程が新規であれば可とする）
- ・ 記録用写真および動画撮影を実施すること
- ・ 市内関連団体との連携：1人以上と連携すること

（３） 「旅は人まかせ」活用に係る条件

- ・ キャスト：6名以上の利用（同一キャストを複数コースに利用した場合、1名とカウントする）
- ・ 各コース：キャスト1名以上の利用
- ・ ツアー予約：原則サービスを通じて行うこと。ただし、より多くの参加者が見込める提案かつ市の承諾を得た場合、この限りでない。
- ・ コミュニティ機能PR：ツアー終了後（旅アト）に共有されるキャスト別コミュニティ（LINE オープンチャット）への参加促進を目的としたPRを行うこと

（４） 参加者募集内容・条件

- ・ 未就学児～50代の層が参加者全体の25%以上であること
- ・ 全体の参加人数は120名が望ましい
- ・ 未就学児～高校生以下が単独で参加を希望する場合は、保護者同伴または同意書（任意書式）提出を必須とする

(5) 広報、告知宣伝（ツアーの広報・告知及び参加者の募集）

- ・ 募集方法は受注者の提案による（例：自社チラシ、Web サイト、SNS、DM 等）
- ・ 西条市が運用する広報媒体（広報さいじょう、ホームページ、SNS）も活用可能とする。ただし、広報媒体によって入稿期限が異なるため事前に協議すること。

(6) アンケート（調査・分析）

ツアー参加者を対象としたアンケートを受注者が作成・実施し、回収・集計・分析を行うこと。調査結果をもとに、本事業の効果および課題を明確化し、報告書にまとめる。アンケートの回収は、ツアー参加後または自宅到着後が望ましい。なお、アンケート内容については、西条市と協議のうえ決定すること。

(7) 安全面（補償・緊急事態等）

受注者は、ツアー実施中の参加者の安全を確保するための体制・対策を事前に整えるとともに、緊急時（参加者の急病や事故等）には速やかに適切な対応ができるよう、関係機関との連携体制や緊急連絡先を整備すること。任意保険（旅行傷害保険等）への加入を必須とする。ただし、すでに受注者が同等の保険に加入済である場合は、その旨を事前に市に報告し、免除することができる。

(8) 成果物

- ・ ツアー実施報告書
 - － A4判、カラー、目安20ページ程度、製本版1部および電子データ（PDF形式・その他形式も可）
 - － 内容には、ツアー実施概要、キャストとの関わり、参加者の傾向、課題と今後の展望などを含めること
- ・ アンケート結果および集計
 - － 集計結果をわかりやすく整理し、PDFやPowerPointなど任意の形式で提出すること
 - － 元データ（CSVやExcel形式等）も併せて提出すること
- ・ 記録用写真および動画
 - － 各ツアーにおいて記録用として撮影した写真および動画（png、jpeg、mp4など）を提出すること。※提出物の使用权（広報・記録等への活用可否）については、事前に協議のうえ定めるものとする

5 その他

- (1) 業務遂行に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正に個人情報を取り扱うこと。
- (2) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏

らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。

- (3) 業務に必要な資料のうち、受注者で提供可能な資料は貸与する。
- (4) 制作物にかかる所有権、著作権は西条市に帰属する。
- (5) 業務遂行の過程において、西条市又は受注者が必要と認める場合には適宜協議を行う。
- (6) 受注者は常に担当課からの連絡を受け取れる状態とし、担当課からの打合せの申し出があった場合は、原則、担当課に出向き行うものとする。
- (7) 受注者は、委託業務の実施につき第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。
- (8) 本仕様書に記載のない事項に関しては、西条市と受注者双方協議の上決定する。